

「橋本市長期総合計画審議会」市民委員募集要項

1. 目 的

橋本市では、長期的・総合的な視点に立って、まちづくりを進める指針である「橋本市長期総合計画基本計画」を策定するため、「橋本市長期総合計画審議会」を設置します。

この総合計画の実施にあたり、学識者や関係機関の代表者だけでなく、幅広く市民の皆さんのご意見を聞き、橋本市における今後の総合的かつ計画的な行政運営を進めていくことが重要と考え、市民委員を募集します。

2. 職 務

市長の諮問に応じ、「橋本市長期総合計画基本構想（前期基本計画）」の策定に関して、審議を行います。

3. 委嘱期間

委嘱の日から2年以内（審議が終了するまで）

4. 活動回数

会議は令和8年度3回程度、令和9年度年6回程度を予定しています。原則として、平日昼間に開催します。

5. 報酬

会議出席1回あたり3,500円（税込）を支給します。

6. 応募条件

市内在住の満18歳以上の人（国および地方公共団体の議員・職員を除く。）

7. 募集人数

5人程度

8. 募集期間

令和8年7月27日（月）～令和8年8月14日（金）※必着

9. 応募方法

募集期間中に以下の書類を橋本市役所政策企画課まで提出してください。提出方法は申請フォーム、持参又は郵送とします。持参または郵送の場合は下記書類を提出してください。

フォームのURL（インターネット）

<https://logoform.jp/form/dD8K/1629662>

・応募用紙（様式1）

・作文1部（様式は任意）

次のテーマで、800字程度（400字詰め原稿用紙2枚程度）の作文を提出してください。

「～私が橋本市で暮らし続けたい理由と、これからの市政への提案～」

10. 選考方法

提出された書類に基づき、次に掲げる項目等について審査します。

※選考基準

1. まちづくりへの熱意と主体的な姿勢が見られるか
2. 現状を的確に捉え、前向きで説得力のある提案ができているか
3. 特定の利益に偏らず、市全体を見渡す公平な視点があるか



11. その他

※選考の結果は後日メールにてご連絡いたします。

※応募の際の提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※応募用紙に記載された個人情報については、応募資格の確認と委員選考の範囲内で取り扱うこととし、他の目的には使用しません。ただし、選任された方の氏名は公表します。

12. 申込み及び問合せ先

〒648-8585

橋本市東家一丁目1番1号

橋本市総合政策部政策企画課

電話：0736-33-1111（内線1101） mail : kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp

橋本市長期総合計画審議会
市民委員申込書

受付欄

ふりがな		性別	男 ・ 女 その他
氏 名			
住 所	(〒 —)		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)		
連 絡 先	電 話 () — (自宅・職場)		
	F A X () — (自宅・職場)		
	E-mailアドレス		
職 業 (勤務先等)	自営業 ・ 会社員 ・ 家事専従 ・ 学生 ・ 無職 (勤務先名・学校名) (所在地)		
経歴等	国・県・市町村 の委員等の経験	名 称	期 間
	地域活動等の経験	名称・内容	期 間
応募理由（応募の動機、抱負等） 			

※「～私が橋本市で暮らし続けたい理由と、これからの市政への提案～」をテーマにした作文（800字程度、様式は自由）を添付してお申し込みください。

※本申込書に記載された個人情報については、市民委員選考の資料としてのみ使用します。